

項 目	基 準
(1) 免許法第5条第1項各号に該当しないこと。	免許法第5条第1項各号に該当しないと認められること。
(2) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すること（免許法第5条第3項第1号）。	次のいずれかに該当すること。 ア 担当する教科に関して相当の知識を有すると認められ、かつ、相当の期間の実務経験を有すること。 イ 担当する教科に関して優秀な技能を有すると認められること。
(3) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていること（免許法第5条第3項第2号）。	社会的信望及び必要な熱意と識見を有し、教育職員として適格な人材であると認められること。
(4) 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする旨の推薦の妥当性（免許法第5条第3項）	学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求められる場合等、必要性が認められること。
(5) 身体（免許法第6条）	教員の職務を行うのに必要な健康状態であると認められること。